

に高まっているようだが、具体的な取り組みはこれからのようである。北陸地域の自治体でも、景観計画を策定できる「景観行政団体」はまだまだ少ない。(図4)

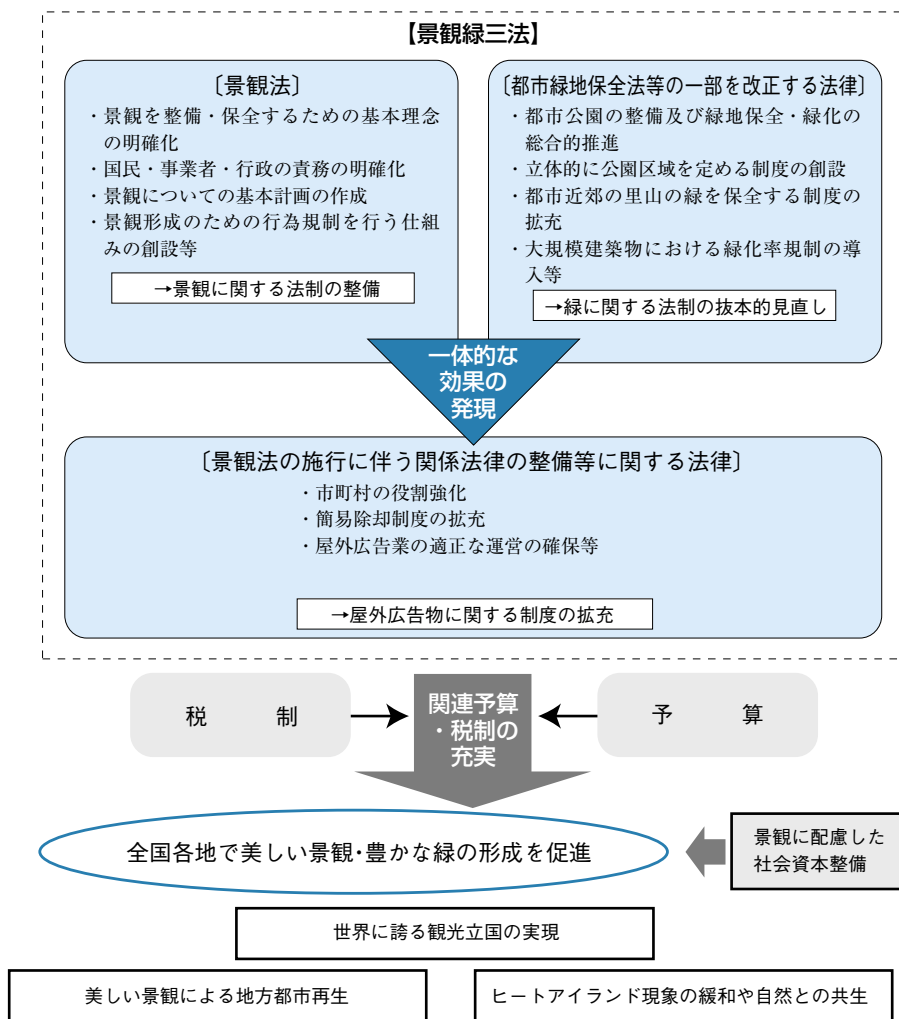
今回の「景観緑三法」の背景には、単に国土を美しくするにとど

まらない、日本が抱える課題の解決という戦略がある。すなわち、全国各地で美しい景観・豊かな緑の形成を促進することで、「観光立国戦略」を推進し、地方都市の再生や地球環境問題にも寄与していこうという、多面的なねらいと

戦略である。(図5)

北陸は景観という資産を豊富に持っている。その資産を次代の北陸づくりにどのように活用していくか。国の戦略も視野に入れながら、北陸独自の景観戦略を構築・推進していくことが期待される。

図5 景観緑三法の全体像とねらい



(国土交通省資料より作成)